

# 住宅宿泊事業に関する 水質汚濁防止法の適用等について

平成31年3月  
環境省水・大気環境局

# 「規制改革推進に関する第4次答申」(抜粋)

## 基本的な考え方

住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく民泊サービスの届出については、「民泊サービスに関する意見」(平成30年7月24日)において指摘したとおり、

- ・ 消防法(昭和23年法律第186号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、下水道法(昭和33年法律第79号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)など関連する手続が多く煩雑になっている等の問題がみられる。

こうした状況は、ICTの活用を基本とし、従来の業規制とは抜本的に異なる取扱いを行うこととした制度設計を踏まえた運用が行われているとは言い難く、観光庁と関連手続の所管府省が連携して各手続の見直しを進める必要がある。

## 実施事項

- 水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出、下水道法に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。

※平成30年度の検討、早期に結論

## 検討状況

住宅宿泊事業に係る水質汚濁防止法の届出件数を、都道府県及び水質汚濁防止法上の政令市に照会した。

◆回答率 **100%** (158自治体中158自治体)

◆届出件数 **663件** (2018年10月時点)

➤ *住宅宿泊事業者届出件数 10,270件(2018年10月時点)  
に対して約6%程度の届出件数*

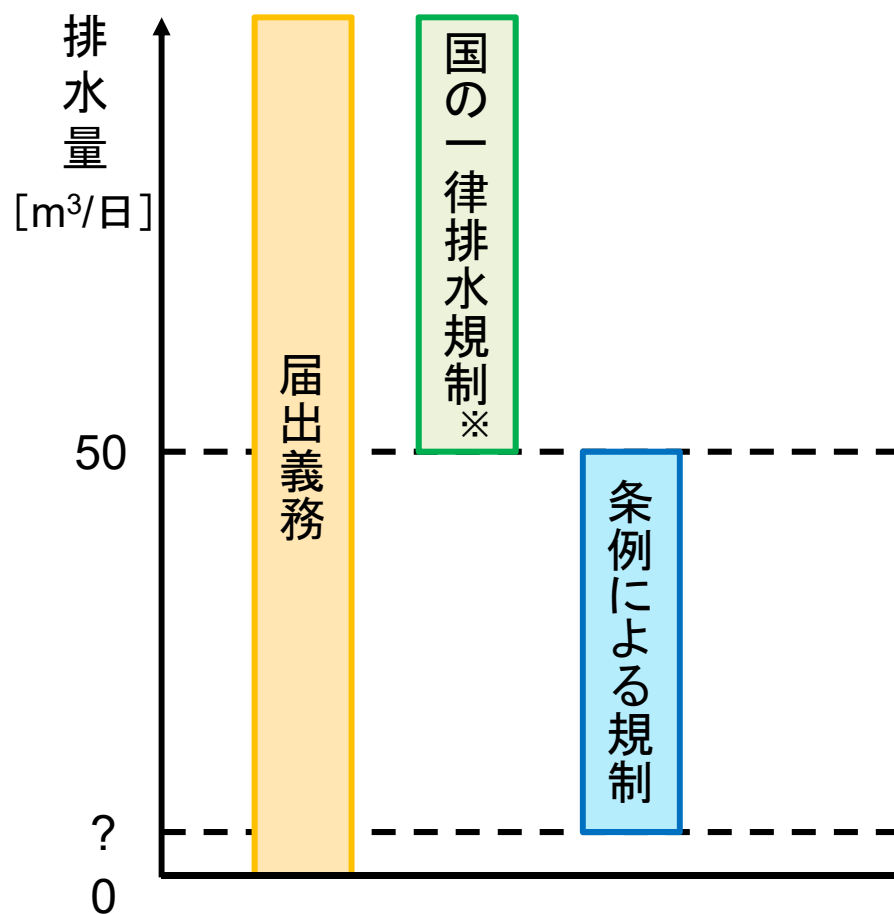
### 水濁法の届出提出件数の多い自治体

1. 岐阜県	33件	6. 岩手県	20件
2. 宮城県	31件	7. 京都府	19件
3. 和歌山県	26件	8. 愛知県	17件
4. 千葉県	24件	9. 大阪府	14件
4. 三重県	24件	9. 大津市	14件

## 条例による規制対象の拡大（裾下げ）について

水質汚濁防止法では、条例によって国の規制よりも対象事業場を拡大することが可能である。また、法において施設規模にかかわらず届出がなされることを前提に、自治体が条例により独自規制の制定や運用を行っていると考えられる。

水濁法による届出と条例による規制の関係（イメージ）



※生活環境項目に係る排水規制

## 今後の予定

- ◆3月下旬頃に自治体に対し、住宅宿泊事業に係る条例の制定状況及び規制対象施設の規模等について調査を実施
- ◆調査結果を用いて対象自治体をスクリーニングした上で、排水量と施設規模の関係など、一律排水規制以下の規模要件等に係る詳細調査を実施
- ◆上記詳細調査の結果、自治体、関係団体等からの意見聴取等をもとに、今後の対応方針を検討
- ◆上記を踏まえ、中央環境審議会への諮問、答申、パブリックコメント、政令改正等を進める